

すべての人が安心して住み慣れた家庭や地域で暮らしていけるように

高齢者虐待を防ぎましょう

身体的虐待

- ・ 殴る ・ 蹴る ・ つねる
- ・ 食べ物を無理やり口に入れる
- ・ 意思に反して身体を拘束する
- ・ 外出を制限するなど

介護・世話の放棄・放任

- ・ 劣悪な環境で生活をしている
- ・ 食事を与えない
- ・ 入浴をさせない
- ・ おむつを交換しない
- ・ 受診させないなど

心理的虐待

- ・ 怒鳴りつける
- ・ ののしる
- ・ 悪口を言う
- ・ 無視をする
- ・ 侮辱をするなど



性的虐待

- ・ わいせつな行為をする
- ・ 排泄の失敗に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置するなど

経済的虐待

- ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・ 本人の年金や預貯金を勝手に使うなど

■ 高齢者虐待に関する相談・連絡 ■

- ・ 地域で心配な方、気になる方がいる
- ・ 高齢者ご本人で家族や親族といった養護者の態度や対応が気になる場合は・・・

河合町役場 福祉政策課

河合町地域包括支援センターまでご連絡をください。

☎0745-57-0200

*地域の皆様の見守りや声かけが虐待を防ぐ一歩につながります。
*地域から孤立しないように皆様のご協力宜しくお願いします。